

わたしたちと一緒に働きませんかー

平成23年4月採用市職員を募集

市は次のとおり、元気で意欲のある職員を募集します。さまざまな分野で、まちづくりに携わってみませんか。

■募集職種（採用人員）

- ①管理栄養士（1人）②土木技師（1人）③看護師（若干名）

■採用日

平成23年4月1日

■受験資格 各職種ごとそれぞれ次に該当する人

- ①昭和55年4月2日以降生まれで、管理栄養士免許のある人か、平成23年5月までに管理栄養士免許を取得する見込みの人
- ②昭和55年4月2日以降生まれで土木関係の学科を履修している高等学校以上の学歴がある人か、平成23年3月までに土木関係の学科を履修している高等学校卒業見込みの人
- ③昭和50年4月2日以降生まれで看護師免許がある人か、平成23年5月までに看護師免許を取得する見込みの人

■試験日時

2月13日(日)午前8時45分～



■試験会場

奥州市役所

■申込期限

1月24日(日)（郵送の場合は1月25日到着分まで）

■申し込み方法

市役所総合案内や本庁総務課、各総合支所総務企画課にある受験申込書（市ホームページにも掲載）に必要事項を記入の上、提出する。申し込みを郵便で行う場合は、封筒に「職員採用試験受験申込」と朱書きし、350円分の郵便切手を同封の上、特定記録郵便か簡易書留郵便、書留郵便で送付

■問い合わせ・申込先

本庁総務課職員係（〒023-8501 ※住所記載不要 内線437・438）



担当課)

- ②郵送（〒023-8501 ※住所記載不要 本庁生活環境課あて）
- ③ファクス（FAX 023-8501-2374）
- ④電子メール（✉ seikatsu@city.oshu.iwate.jp）※電話（口頭）受け付け不可

■その他

- ご意見の内容などについて、確認のため連絡する場合があります
- 住所、氏名などの個人情報公表されることはありません
- ご提出いただいた書面などは、返却しません

■問い合わせ

本庁生活環境課環境係（内線213）

環境基本条例の一部を改正しますー

パブリックコメントを募集

市は、平成19年3月に奥州市の環境憲法ともいえる「奥州市環境基本条例」を制定しました。この条例の一部改正にあたって、皆さんのご意見や提言を広く募集します。恵み豊かな環境を守り、住みよいまちを共に作り上げていきましょう。

■募集期限

2月2日(日)（期限までに必着のこと）

■対象者

市内に在住している人。または、市内に事務所などを有する人（法人その他の団体を含む）

■閲覧の方法

2月2日(日)までの間（(日)を除く）、開庁時間に本庁生活環境課または、各総合支所生活環境担当課で改正案を閲覧することができます。希望者には、郵送またはメール、ファクスで送信します

■意見などの提出方法

住所・氏名・電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください

- ①直接提出（本庁生活環境課、各総合支所生活環境

申告相談会場以外でも申告できます

申告会場は例年、大変混雑します。郵送申告や税務署などが主催する確定申告書作成会などをご利用ください。

■郵送申告がお勧め

市は、市・県民税申告書の、自書による郵送申告をお勧めしています。郵送による申告の方法は次のとおりです。申告書に記入された内容で不明な箇所がある場合は、後日、市から電話などで確認する場合があります。

郵送での申告方法

申告書に必要な事項の記入漏れがないことを確認し押印の上、源泉徴収票や控除証明書など必要書類（別表参照）を同封し、指定の返信用封筒（切手不要）で郵送してください。詳しくは、1月13日(日)に全戸配布する「申告の手引き」をご覧ください。 ※確定申告が必要な人は、郵送による市・県民税（国民健康保険税）の申告はご遠慮ください ※添付した源泉徴収票や支払額の証

【別表】添付する書類チェックリスト

郵送提出までの流れ		✓
収入・経費の確認	事業（営業等、農業）収入、不動産収入のある人… 収入と経費を申告書裏面で計算	
	給与収入のある人… 源泉徴収票（原本）	
	年金収入のある人… 〃	
控除の確認	社会保険料控除… 支払額の証明書（原本）	
	生命保険料控除… 〃	
	地震保険料控除… 〃	
	※医療費控除など各種控除の詳細は「申告の手引き」をご覧ください	
住所・氏名の記入	現住所の記入（1月1日現在と同じ場合は「同上」で可）	
	氏名・生年月日の記入	
	電話番号・性別・職業の記入	
	押印（認め印で可）	



明書は返却できません。必要人は、送付前に個人でコピーを取ってください
■問い合わせ 本庁市民税課市民税係（内線344～347）

水沢税務署からのお知らせ

▼申告書作成会場を開設

水沢税務署では、署内に申告書作成会場を開設します。会場では、パソコンで申告書の作成を行います。詳しくは、水沢税務署までお問い合わせください。

■期間 2月1日(日)から3月15日(日)

■問い合わせ 水沢税務署（☎0511-5111）

※確定申告に関する問い合わせは、電話相談センターで対応します。音声案内に従って「0」を選択してください

▼税理士による還付申告書作成指導会

■開催日時 2月5日(日)、6日(日) 午前10時～午後3時半

■場所 II メイプル地下1階多目的ホール

■対象者 II 年金所得者・給与所得者のうち、還付申告をする人

■問い合わせ II 市内の税理士事務所

▼e-Tax利用案内



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書が作成できます。

作成した申告書は、「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)で自宅から税務署に送信できます。

「e-Tax」を利用すると、22年分の所得税額から、最高で5000円の控除を受けることができます(21年分までに控除を受けた人を除く)。

■受付期間 II 1月17日(日)～3月15日(日)の平日

(2月20日(日)～3月13日(日)は、回も開設)

■受付時間 II 午前9時～午後8時

■問い合わせ II e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01015901）